

監委公告第 1 号  
令和4年（2022年）1月18日

熊本市監査委員 津田 征士郎

熊本市監査委員 満 永 寿 博

熊本市監査委員 井 上 学

熊本市監査委員 高 島 剛 一

#### 監査結果に基づき市長等が講じた措置について

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

# 目 次

## 監査委員監査の結果に係る措置

### ○一般・特別会計定期監査

令和2年度 財務 ..... 1

### ○公営企業会計定期監査

令和2年度 財務 ..... 11

### ○行政監査

平成30年度 ..... 14

(関係条文)

・ 地方自治法第 199 条第 14 項

監査委員から第 75 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

指摘事項等																	
<p>&lt;支出の切り分け(分割発注)について&gt;</p> <p>令和2年(2020年)2月から3月にかけて、安全靴等について2事業者に対して次のように発注がなされ、購入されていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>見積日</th> <th>品名等</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①2月4日</td> <td>安全靴 11 足</td> <td>98,868 円</td> </tr> <tr> <td>②3月9日</td> <td>安全靴 6 足他</td> <td>93,439 円</td> </tr> <tr> <td>③3月19日</td> <td>安全靴 6 足</td> <td>49,500 円</td> </tr> <tr> <td>④3月23日</td> <td>安全靴 12 足</td> <td>99,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>熊本市契約事務取扱規則においては、予定価格が10万円以下の契約をするときは1人のみで見積書の徴取で足りると規定されている。</p> <p>また、熊本市物品会計規則において、1件金額(同時に契約する金額の合計額)10万円以下の物品の購入は、物品管理者(各課長)が契約政策課長を代行することができるものとして規定されている。</p> <p>上記の物品の購入及び施設の修繕状況は、いずれも見積書を1人からしか徴取せず、価格の比較を行わないまま各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の購入及び施設の修繕の発注が行われており、分割して発注したことについて合理的な理由も見受けられないことから、故意に契約が10万円以下に細分化され、予算が消化されたものと判断される事案である。</p> <p>それぞれ物品の購入及び施設の修繕に当たっては、予算編成時から現場の要望を適切にくみ上げ、年間を通じた購入及び修繕計画を立て、契約政策課に依頼し入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図り、計画的かつ適正な事務の執行となるように改められたい。</p>			見積日	品名等	金額	①2月4日	安全靴 11 足	98,868 円	②3月9日	安全靴 6 足他	93,439 円	③3月19日	安全靴 6 足	49,500 円	④3月23日	安全靴 12 足	99,000 円
見積日	品名等	金額															
①2月4日	安全靴 11 足	98,868 円															
②3月9日	安全靴 6 足他	93,439 円															
③3月19日	安全靴 6 足	49,500 円															
④3月23日	安全靴 12 足	99,000 円															
措置内容	措置日																
安全靴等、購入数が多い物品については、所属内で購入数の把握を行うとともに、納期まで余裕を持った購入計画を立てたうえで、契約政策課に購入依頼を行うこととし、今後、契約の細分化にならないように事務処理を徹底することとし、班会議において担当者に周知・研修を実施。	令和3年(2021年) 2月15日																

指摘事項等														
<p>令和2年(2020年)2月から3月にかけて、設備及び電気関係の修繕について、同一事業者へ次のように発注がなされ、施工されていた。</p> <p>&lt;設備関係&gt;</p> <p>①2月10日 換気ガラリ補修(正面側) 95,040 円</p> <p>②3月17日 換気ガラリ補修(東側) 93,830 円</p> <p>&lt;電気関係&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>見積日</th> <th>件名等</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①2月10日</td> <td>2階照明修理</td> <td>99,550 円</td> </tr> <tr> <td>②3月2日</td> <td>1階LED照明改修</td> <td>90,420 円</td> </tr> <tr> <td>③3月13日</td> <td>温度調節器交換</td> <td>96,800 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>熊本市契約事務取扱規則においては、予定価格が10万円以下の契約をするときは1人のみの見積書の徴取で足りると規定されている。</p> <p>また、熊本市物品会計規則において、1件金額(同時に契約する金額の合計額)10万円以下の物品の購入は、物品管理者(各課長)が契約政策課長を代行することができるものとして規定されている。</p> <p>上記の物品の購入及び施設の修繕状況は、いずれも見積書を1人からしか徴取せず、価格の比較を行わないまま各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の購入及び施設の修繕の発注が行われており、分割して発注したことについて合理的な理由も見受けられないことから、故意に契約が10万円以下に細分化され、予算が消化されたものと判断される事案である。</p> <p>それぞれ物品の購入及び施設の修繕に当たっては、予算編成時から現場の要望を適切にくみ上げ、年間を通じた購入及び修繕計画を立て、契約政策課に依頼し入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図り、計画的かつ適正な事務の執行となるように改められたい。</p>			見積日	件名等	金額	①2月10日	2階照明修理	99,550 円	②3月2日	1階LED照明改修	90,420 円	③3月13日	温度調節器交換	96,800 円
見積日	件名等	金額												
①2月10日	2階照明修理	99,550 円												
②3月2日	1階LED照明改修	90,420 円												
③3月13日	温度調節器交換	96,800 円												
措置内容	措置日													
<p>今回の監査指摘を受け、下記の措置を行い、再発防止を図る。</p> <p>○年度末に設備補修が集中するなど、計画性がなかったことが原因の一つであるため、修繕等の発注については、計画性をもって実施する。</p> <p>○業者の選定や見積金額の妥当性の審査等については、必要に応じて技術担当課へ相談のうえ実施する。</p> <p>○チェック体制の強化のため、担当班だけでなく、他班の所属内で唯一の主幹級職員を決裁ラインに入れる体制を実施する。</p> <p>○会計総室や契約担当部署が実施する会計事務や会計事務に関する研修の受講を積極的に実施する。</p>	<p>令和3年(2021年) 4月26日</p>													

指摘事項等	
<p>&lt;USBメモリの不適切な管理について&gt;</p> <p>保管しているUSBメモリの管理について、以下の不備が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用状況を管理簿に記載せずに個人情報を含んだUSBメモリを委託業者に貸し出すなど、情報セキュリティ責任者の承認がないまま複数のUSBメモリが使用されていたもの。</li> <li>・USBメモリに管理番号が記載されていないものや、USBメモリの管理番号が重複していたもの。</li> <li>・管理簿が作成されていないもの。</li> <li>・USBメモリが本来保管すべき場所ではない職員の机の中に保管されていたもの。</li> </ul> <p>電磁的記録媒体（USBメモリ等）の使用については、本市の情報セキュリティ対策実施手順において、情報セキュリティ責任者の承認を得ることとされている。</p> <p>加えて、情報セキュリティを所管する総務局より個人情報保護強化の観点から、格納する情報資産の内容や借用時及び返却時の情報セキュリティ責任者による承認を管理簿に記録するなど、電磁的記録媒体（USBメモリ等）の管理についての通知が発出されている。</p> <p>このような中、個人情報を多く扱う部署として情報資産について高い意識をもって適切に管理することが求められる人事課において、情報セキュリティ責任者の承認を得ないまま個人情報をUSBメモリに保存して委託業者へ貸し出すなど、極めて不適切な管理が行われていたことは看過できない。</p> <p>今後は、情報資産の管理の重要性を再認識され、厳重に管理されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>USBの必要本数の見直しを行い、保有本数を3本とし、不要となった20本は物理的に破壊して処分した。廃棄した旨はUSBメモリ管理簿に記録している。</p> <p>また、熊本市情報セキュリティ対策基準に則ったUSBメモリの管理等に係る運用ルール（施錠可能な場所への保管、管理簿への登録、使用時の管理簿への確実な記載、セキュリティ責任者の確認・押印の徹底）の順守について、課内で徹底を図った。</p>	<p>令和2年(2020年) 12月24日</p>

令和2年度(2020年度) 定期監査結果に対する措置状況報告書

教育委員会事務局 教育政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>[指摘事項 3] 学校施設使用許可の事務手続の不備について：教育政策課、出水南小学校、北部東小学校</p> <p>学校施設使用許可（以下「使用許可」という。）の事務手続において、次のような事項が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本市立学校施設使用条例によれば、体育振興を目的とする体育館の使用料は、「1回（5時間以内）につき：800円」を一単位とされているが、令和元年（2019年）10月26日及び令和2年（2020年）1月18日に使用された5時間の使用料について、「1回（5時間未満）につき：800円」と誤認し両日とも2回分の1,600円を徴収したことから、使用料が各々800円の過大徴収となっていた。（出水南小学校）</li> <li>・令和元年（2019年）8月の3日間及び令和2年(2020年)8月の3日間において、PTAによるミニバレーの練習を目的として体育館が使用されていたが、各日とも使用料の徴収が必要な事案であるにもかかわらず、使用料を免除とする措置がなされたことから、各々4,200円が未徴収となっていた。（北部東小学校）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年（2020年）9月に学校から相手方に対して、過大徴収となった額について返還請求ができる旨の説明を行ったが、相手団体の会計処理上の問題で、請求は行わない旨、口頭で回答があった。</li> <li>法制課から、口頭での意思表示で法律上の効果はあるが、書面を残すべきとの助言を受け、相手方へ書面の提出を依頼。</li> <li>令和3年（2021年）5月12日付けで相手方から、過大収納額返還に関する債権放棄通知書の提出があった。</li> <li>・規定に照らして正しい使用料を算定し、令和3年（2021年）1月18日に未徴収分の徴収を行った。</li> </ul>	<p>令和3年（2021年）5月12日</p> <p>令和3年（2021年）1月18日</p>

<p>上記のほか、各学校における使用許可の事務手続において、学校長の承認のないまま使用を許可しているもの、減免に当たって記載すべき規定金額や減免金額の記載のないものなど、多くの不備が見受けられた。</p> <p>使用許可における事務手続については、平成30年度(2018年度)定期監査報告書の指摘に対して、令和元年(2019年)11月に教育政策課から「マニュアルに基づき適正に事務手続を行っていれば防ぐことができた事案と考え、4月及び7月に開催した学校事務職員研修会や校長園長会において、マニュアルに基づく適正な事務手続を行うよう指導し、全学校の実務担当者及び管理職員に対して周知・徹底を図った」との措置状況報告を受けたところである。</p> <p>しかしながら、今回の定期監査においても、依然として使用許可の事務手続の不備が多く見受けられている。</p> <p>今回の定期監査における学校の実務担当者からの聞き取りによれば、許可手続を進める中で、「減免対象となるのか判断がしづらい」「どの減免区分とするのか分かりづらい」などといった声が聞かれたところである。</p> <p>このことから、財務事務に不慣れな学校職員が行っていることを十分考慮し、実務を行う学校現場の状況を把握した上で、使用許可</p>	<p>・学校施設使用許可の事務手続については、「熊本市立学校施設使用許可マニュアル」を整備しており、令和元年度及び令和2年度の校長園長会等の機会を通じ、同マニュアルに基づく事務の徹底の周知や定期監査における指摘事項を示し、適正な事務手続を行うよう指導を行った。</p> <p>また、令和2年(2020年)12月から翌年2月までに、小中学校全134校を二人一組の2班集体で訪問し、学校施設使用許可申請に係る事務処理状況の確認・指導を行い、校長、教頭及び事務担当者に対しては監査の指摘事項を説明するなど、事務手続全般の意見交換を行った。</p> <p>今後も、定期的な学校訪問や校長、教頭及び事務担当者に対するヒアリングを行い、チェック体制の強化に努め、実例を踏まえた分かりやすいマニュアル・Q&amp;Aの更新、事務手続の簡素化、スポーツ振興課所管の学校施設の夜間開放管理システムとの統合化など制度そのものの見直しを検討していく。</p>	<p>令和3年 (2021年)2 月10日</p>
---	--	-----------------------------------

<p>の実例を踏まえたわかりやすく効果的な研修を実施するなど、更なる学校職員の事務能力の向上を図られるとともに、定期的な検査を行うなどチェック体制の強化に努められたい。</p>		
--	--	--

指摘事項等

[指摘事項 1] 支出の切り分け(分割発注)について

支出の切り分け(分割発注)については、過去の定期監査においても複数の課に指摘を行い、適正な事務の執行を要請していたが、今回も次のような事項が見受けられた。

・令和2年(2020年)1月から3月にかけて、各学校の調理場前室等のエアコン等について、同一事業者に対して次のように発注がなされ、購入されていた。

見積日	品名等	金額
① 1月17日	あおば支援学校調理場前室エアコン	97,900円
② 1月17日	あおば支援学校調理場前室エアコン用ドレンアップメカ	58,300円
③ 2月13日	花園小学校給食室前室エアコン	99,000円
④ 2月13日	城山小学校調理場前室エアコン	99,000円
⑤ 2月13日	城山小学校調理場前室エアコン用ドレンアップメカ	60,500円
⑥ 3月6日	弓削小学校給食室前室エアコン	97,900円
⑦ 3月27日	城南小学校給食室前室エアコン	99,000円
⑧ 3月30日	城南小学校給食室休憩室エアコン	99,000円
⑨ 3月31日	日吉小学校給食室前室エアコン	85,250円
⑩ 3月31日	五福小学校給食室前室エアコン	99,000円

(健康教育課)

熊本市契約事務取扱規則においては、予定価格が10万円以下の契約をするときは1人のみの見積書の徴取で足りると規定されている。

また、熊本市物品会計規則において、1件金額(同時に契約する金額の合計額)10万円以下の物品の購入は、物品管理者(各課長)が契約政策課長を代行することができるものとして規定されている。

上記の物品の購入及び施設の修繕状況は、いずれも見積書を1人からしか徴取せず、価格の比較を行わないまま各課執行の随意契約により、同じ時期に同様の物品の購入及び施設の修繕の発注が行われており、分割して発注したことについて合理的な理由も見受けられないことから、故意に契約が10万円以下に細分化され、予算が消化されたものと判断される事案である。

それぞれ物品の購入及び施設の修繕に当たっては、予算編成時から現場の要望を適切にくみ上げ、年間を通じた購入及び修繕計画を立て、契約政策課に依頼し入札又は見積合わせを行うなど、競争性の担保及び経済性の確保を図り、計画的かつ適正な事務の執行となるように改められたい。

措置内容	措置日
<p>本件エアコンの購入については、予算要求時における財政課との協議を経て、令和元年度予算の執行残の範囲内でエアコン整備を行っていくこととなり、その執行残がほぼ確定する時期から着手をしたもの。</p> <p>ご指摘の発注の状況については、エアコンと室外機までの距離の違いや設置条件の違い等による部材の使い分けが発生するなど、各学校の設置仕様がそれぞれ異なることから、統一的な仕様を持った一括発注ができないと認識し、ご指摘にある切り分けには該当しないと考えていたもの。</p> <p>しかしながら、今回の指摘を受け、契約担当部署に確認したところ、仕様が異なっても少数であれば一括発注が可能な場合もあることから、今後は認識の誤りを正し、可能な限り一括して発注を行うなど、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	<p>令和2年(2020年) 9月28日</p>

指摘事項等	
<p>[指摘事項 4] 仕様書に明記された書類の未提出について：健康教育課</p> <p>熊本市学校給食武蔵共同調理場調理等業務委託契約に係る仕様書において、提出を明記してある報告書のうち業務従事者報告書、検便報告書、巡回指導報告書等が未提出であった。</p> <p>仕様書で提出を求めた書類の確認は漏れなく行われたい。共同調理場の調理等の業務委託において、検便報告書は食品衛生上重要な書類であり、これを受領せず安全確認が行われないまま業務を実施させていたことは問題である。生徒へ安全な給食を提供しなければならないという使命を強く認識されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>本件は、業務の実施にあたり、適切に業務を履行していることを事後確認するための関係書類が一部の受託者から提出されず、その間の検査等の実施状況が確認できなかったもの。</p> <p>その中でも、検便結果報告書については、検査で異常があった場合、当該異常のある調理員は業務に従事させず、学校(調理場)及び当課へ口頭で報告する流れとなっているものの、事後的に文書で確認することを怠っていたことは大変不適切であったと真摯に受け止めている。</p> <p>今回の指摘を受け、受託者から報告書類を確実に提出させるよう催促手法を見直しており、今後も、業務の適正な実施が担保できる報告体制づくりに努めてまいりたい。</p>	<p>令和2年(2020年) 10月1日</p>

指摘事項等																									
<p>[指摘事項 5] IC カードの不適切な管理について：出水中学校</p> <p>ナイストライ（職場体験学習）用の IC カードのうち、平成 30 年度（2018 年度）カード利用履歴において、次のような不適切な使用が見受けられた。</p> <p>原因としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理に必要な平成 30 年度（2018 年度）の使用簿が作成されていなかった。</li> <li>・使用前の残高確認を怠ったことにより、残高 0 円のまま生徒を引率することになった。</li> </ul> <p>これにより、当時の担当教諭が自費で現金 3,000 円を残高不足の IC カードにチャージし、生徒がナイストライ時の運賃として 580 円を使用していた。</p> <p>その後、担当教諭が当該 IC カードを用い、残額全額を自らの飲食物の購入に充てていた。</p> <p><b>【平成 30 年度（2018 年度）カード利用履歴】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用日</th> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">残額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 8 月 30 日</td> <td>入金・現金</td> <td style="text-align: right;">3,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 9 月 11 日</td> <td>バス等・降車</td> <td style="text-align: right;">2,710 円</td> </tr> <tr> <td>③ 9 月 11 日</td> <td>バス等・降車</td> <td style="text-align: right;">2,420 円</td> </tr> <tr> <td>④ 9 月 13 日</td> <td>物販</td> <td style="text-align: right;">1,303 円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 9 月 17 日</td> <td>物販</td> <td style="text-align: right;">823 円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 9 月 17 日</td> <td>物販</td> <td style="text-align: right;">715 円</td> </tr> <tr> <td>⑦ 9 月 18 日</td> <td>物販</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>IC カードは、金券等と同じく換金性が高く、盗難・紛失などの事故に繋がりやすい要素があることから、現金と同様の適切な管理が求められている。このことからチャージ費用を公金から支出することなく、担当教諭自らが負担し、IC カードを私的に使用していたことは、極めて不適切な管理であったと言わざるを得ない。IC カードが公の物品であることを改めて認識した上で、再びこのような事例を発生させないよう、使用簿と利用履歴の確認を定期的に行うなど管理体制を見直すことにより、再発防止に努められた。</p>		利用日	種別	残額	① 8 月 30 日	入金・現金	3,000 円	② 9 月 11 日	バス等・降車	2,710 円	③ 9 月 11 日	バス等・降車	2,420 円	④ 9 月 13 日	物販	1,303 円	⑤ 9 月 17 日	物販	823 円	⑥ 9 月 17 日	物販	715 円	⑦ 9 月 18 日	物販	0 円
利用日	種別	残額																							
① 8 月 30 日	入金・現金	3,000 円																							
② 9 月 11 日	バス等・降車	2,710 円																							
③ 9 月 11 日	バス等・降車	2,420 円																							
④ 9 月 13 日	物販	1,303 円																							
⑤ 9 月 17 日	物販	823 円																							
⑥ 9 月 17 日	物販	715 円																							
⑦ 9 月 18 日	物販	0 円																							
措置内容	措置日																								
<p>令和 2 年 9 月 29 日に「交通系 IC カードの適正な管理について」とした通知を発出し、定期的に利用状況の照会や複数人での確認を行うなど、さらなる管理の徹底を指示した。該当校においては、改めて、IC カードの使用簿を確認するとともに直接指導を行った。</p>	<p>令和 2 年(2020 年) 9 月 29 日</p>																								

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>(予定価格の未設定について)</p> <p>広報業務委託契約において、コンペ方式により相手方選定が行われていたが、相手方選定後に予定価格を定めないまま見積書を徴し、契約が締結されていた。</p> <p>予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合に、契約金額を決定するための基準として、あらかじめ作成する価格である。</p> <p>熊本市上下水道局契約事務取扱規程第2条の規定により準用される熊本市契約事務取扱規則第14条第1項には、「契約担当者は、随意契約にしようとするときは、第9条の規定に準じて予定価格を定めなければならない」と規定されている。</p> <p>当然、当該案件のようなコンペ方式による随意契約の場合においても、予定価格を定めた上で、見積額と予定価格を確認する必要がある。見積書を徴したのみで、契約の締結に至ったことは不適正な事務の執行と言わざるを得ない。</p> <p>予定価格は、契約金額の妥当性を判断する上で、不可欠な要素であることを再認識し、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、企画提案を募る、いわゆる「コンペ方式」は、</p>	<p>今回の指導を受け、熊本市上下水道局契約事務取扱規程第2条の規定により準用される熊本市契約事務取扱規則第14条第1項及び熊本市契約事務マニュアルP81を改めて確認した。</p> <p>今後、同様のミスを犯さないよう当該業務委託の引継ぎ事項に今回の指導事項を記載するとともに、コンペ方式で相手方を選定する場合は、上記マニュアル等を複数で確認し、再発防止に努める。</p> <p>なお、令和3年度と同業務では公募型プロポーザルによる相手方選定後に実施伺いを作成し予定価格を記載した。</p>	<p>令和3年 (2021年)3月 31日</p>

<p>最も優れた企画提案を採用し契約できるという利点がある一方で、契約の締結に至るか不透明な中、企画案を作成させるなど参加者に一定の負担を強いることや、結果として価格が高止まりになるなどの弊害が見られる場合もある。</p> <p>当該案件は毎年度継続して企画提案型の随意契約が行われているところであるが、契約内容の目的や性質等に鑑み、「コンペ方式」の妥当性、合理性について精査され、翌年度以降の契約手法について検討されるよう意見として申し添える。</p>		
---	--	--

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>支出の切分け（分割発注）について</p> <p>令和元年度（2019年度）において、同一事業者から次のような物品が購入されていた。なお、当該災害用マンホールトイレ直結型トイレに関連するセットは、普及啓発を目的として購入されたものであり、①と②、③と④をそれぞれ組み合わせて使用することであった。</p> <p><b>【災害用マンホール直結型トイレ関連セット】</b>                      &lt;大型用&gt;                      ① 2/14 大型テントセット 74,800円                      ② 2/21 洋式便器セット 70,200円                      &lt;標準用&gt;                      ③ 3/6 標準テントセット 40,300円                      ④ 2/28 洋式便器セット 70,200円</p> <p>当該案件については、いずれも随意契約により約3週間の期間内に同様の物品の発注が行われており、計画性に欠け、故意に契約が細分化されたものと判断される事案である。</p> <p>切り分け（分割発注）による随意契約については、令和元年度（2019年度）の公営企業定期監査において指摘事項として適正な事務の執行を要請したところである。このような発注は、不適正な契約事務であることを厳に認識し、入札を行うなど競争性の担保及び経済性の確保を図った適正な事務の執行となるように改められたい。</p>	<p>今回の指摘を受け、今後、物品購入にあたりましては、再発防止策としまして、契約事務研修への定期的な参加による知識の向上等を図るとともに、チェックシートの内容の見直し等によるチェック体制の強化を行い、適正な事務の執行に努める。</p>	<p>令和3年 (2021年)3月 31日</p>

指摘事項等	
<p>&lt;防災倉庫等の所管及び管理体制について&gt;</p> <p>平成 19 年度(2007 年度)に実施した行政監査「防災倉庫及び備蓄倉庫の管理運営に関する事務について」(以下「平成 19 年度(2007 年度)行政監査」という。)において、所管及び管理責任が多数の部局にまたがっていることに対し、全てを一元化するのは難しい面があるにしても、よりふさわしいと考えられるところにてできるだけ集約することが望まれるという意見を付し、所管及び管理責任の担当部局について、関係部局協議により検討されたいと指摘している。このことについては、平成 20 年(2008 年)6 月に防災倉庫及び備蓄倉庫における維持管理規程が制定され、財産の所管や管理担当部局の明確化などの措置が講じられている。</p> <p>その後、平成 24 年(2012 年)4 月の指定都市移行に伴い、災害対策、避難所開設及び運営に関する業務が区ごとで所管されたことにより、管理規程も改正されているところである。また、熊本地震の経験から、指定避難所には新たに避難所担当職員が配置されるなど、本市の防災組織体制は大きく見直されている。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、防災倉庫等における棚卸しを実施されていない、備蓄物資が把握されていない、関係部署と情報共有化を図るための会議が開催されていないなどの不適切な事項が見受けられている。これは、所管及び管理体制における責任部署が明確になっていないことが一つの要因と考えられ、九州北部豪雨や熊本地震などの被災経験を踏まえた管理体制とは言い難く、有効性や効率性を欠いた体制と言える。</p> <p>災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行う上においても、危機管理防災総室においては、本市の防災対策の総括的な部署であることを十分に認識し、さらに機能的な体制となるよう管理体制を見直されたい。また、関係部署においては、規程上における所管業務の遂行の徹底を図られたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>防災倉庫等の管理体制を見直すため、備蓄物資の維持管理に関する所管と役割分担等の明確化に主眼を置き、関係課と協議を実施した(令和 2 年度(2020 年度)に 4 回開催)。</p> <p>この協議を踏まえ、防災倉庫等の管理体制を見直し、同年 12 月に防災倉庫及び備蓄倉庫の維持管理規程を改正するとともに、分散備蓄倉庫の維持管理規程を新たに制定した。</p> <p>以後、改正、制定した各倉庫の維持管理規程に基づき、防災倉庫等の棚卸しや備蓄物資の把握、関係部署との会議を実施している。</p>	<p>令和 2 年(2020 年) 12 月 17 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 行政監査結果に対する措置状況報告書

政策局危機管理防災総室  
健康福祉局健康福祉政策課

指摘事項等	
<p>&lt;管理記録簿等（点検報告書を除く）について&gt;</p> <p>平成 19 年度（2007 年度）行政監査において、備蓄物資の管理に必要な書類の整備を早急に行うとともに、備付けが必要な書類は倉庫にも備え付けて適正な管理に努められたいと指摘している。</p> <p>このことについては、平成 20 年（2008 年）6 月に管理規程が制定され、倉庫の維持管理を適正に行うために、管理記録簿等の様式を整備する措置が講じられている。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、記録簿等自体が作成されていなかったり、必要な記載がされていなかったりなどの不備が見受けられた。</p> <p>さらに、様式第 3 号においては、平成 19 年度（2007 年度）行政監査の指摘の趣旨が活かされておらず、備蓄物資の「受払簿」としての機能を有していないため、台帳の数量と実数が食い違うなどの不適切な管理に繋がっている。</p> <p>備蓄物資の管理を適切に行うためにも、管理記録簿等の作成、記載を徹底されたい。また、様式第 3 号については、様式の見直しを検討されたい。</p>	
措置内容	措置日
<p>令和 2 年度（2020 年度）に各倉庫の維持管理規程の見直しに係る関係課との会議を重ね、備蓄物資の管理を適正に行うため様式 3 号を含めた各様式の見直しを行った。</p>	<p>令和 2 年(2020 年) 12 月 17 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 行政監査結果に対する措置状況報告書

政策局危機管理防災総室  
健康福祉局健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;棚卸しの実施時期について&gt;</p> <p>平成 30 年(2018 年) 4 月 15 日時点で約 4 割の倉庫が棚卸しを実施していないのは事務の懈怠と言わざるを得ない。棚卸しは、市全体の備蓄物資の把握に繋がることから、その重要性を十分に認識され、適正に実施されたい。</p> <p>また、備蓄物資の在庫状況を正確に把握し食糧品の入替えや資機材の補充を的確に行うためにも、各倉庫の棚卸しは毎年 4 月の震災対処実動訓練に合わせて実施するなど、統一した実施時期を規程に明記され、取り組まれたい。</p>	<p>令和 2 年度に各倉庫の維持管理規程の改正、制定を行い、各倉庫の棚卸しは毎年 4 月の震災対処実動訓練に合わせて実施することを同規程に定めた。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 12 月 17 日</p>

平成 30 年度(2018 年度) 行政監査結果に対する措置状況報告書

政策局危機管理防災総室  
健康福祉局健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>&lt;備蓄物資の在庫数の把握について&gt;</p> <p>備蓄物資の在庫数を把握しておくことは、災害時において被災者への物資の円滑な供給と、食糧品等の入替えや資機材の補充など備蓄対策を講じる上で、最も重要な事項である。</p> <p>今回の監査において、市全体として備蓄物資が把握されていないなどの不適切な事項が見受けられたのは、備蓄物資を管理する体制に問題があったからと言わざるを得ない。</p> <p>備蓄物資の在庫数の把握については、適切な管理台帳を整備された上で、適正な棚卸しを実施するとともに、正確な数量が把握できるよう体制を見直されたい。</p>	<p>令和 2 年度（2020 年度）に各倉庫の維持管理規程の改正、制定を行い、備蓄物資の在庫数について、管理台帳の整理を行うとともに、棚卸し時期等を同規程に明記し、備蓄物資の正確な数量を把握できる体制に見直した。</p>	<p>令和 2 年 (2020 年) 12 月 17 日</p>